

平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：生涯学習文化財課
 担当名：文化財活用・博物館担当
 内線：6986 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B79	文化財保護事業補助			一般会計	教育費	社会教育費	文化財保護費	文化財保護事業補助	
事業期間	昭和27年度～	根拠法令	文化財保護法、文化芸術振興基本法、埼玉県文化財保護条例			戦略項目			
						分野施策	050101 文化芸術の振興		
1 事業概要				5 事業説明					
文化財の所有者・管理者等が行う文化財の保存事業に対し補助金を交付し、適切な保護管理を図る。また、民俗芸能保持団体に対し補助金を交付し、民俗芸能の衰亡を防ぎ地域文化の振興を図る。 (1) 国指定文化財保護事業 △2,391千円 国庫補助事業に係る総経費の減少に伴う減 (2) 埋蔵文化財調査保存事業 △92千円 国庫補助事業に係る総経費の減少に伴う減 (3) 県指定文化財保護事業 △517千円 事業計画変更に係る総経費の減少に伴う減				(1) 事業内容 ア 国指定文化財保護事業 国指定文化財に対する補助金 6件 20,595千円 イ 埋蔵文化財調査保存事業 市町村が実施する試掘調査に対する補助金 41件 43,000千円 ウ 県指定文化財保護事業 県指定文化財に対する補助金 25件 49,513千円 エ 民俗芸能の振興事業 県指定無形民俗文化財の後継者養成を目的とした補助金 8件 1,059千円 (2) 事業計画 国や県指定文化財等を適切に保存し後世に伝えるため、保存事業に対して緊急性や必要性を考慮し、優先度の高いものについて今後も引き続き補助金を交付していく。 (3) 事業効果：補助金を交付した文化財保存事案件数 平成24年度88件、平成25年度93件、平成26年度104件 (4) 事業主体及び負担区分 ア 国指定文化財保護事業 (ア) 市町村が所有者の場合 国16/20(県1/20)市3/20 ※史跡の先行取得償還の場合 (イ) (ア)以外の場合 国10/20～17/20(県3/40～10/40)市 3/80～20/80・事業者3/80～20/80 イ 埋蔵文化財調査保存事業 国1/2(県1/6～1/4)市1/4～2/6 ウ 県指定文化財保護事業 (県1/2)市1/4・事業者1/4 エ 民俗芸能の振興事業 (県1/2)市1/4・事業者1/4 ※補助上限150千円 (5) 補正予算の概要 (1) 国指定文化財保護事業 国庫補助事業に係る総経費の減少に伴う減額 (2) 埋蔵文化財調査保存事業 国庫補助事業に係る総経費の減少に伴う減額 (3) 県指定文化財保護事業 事業計画変更に係る総経費の減少に伴う減額					
2 事業主体及び負担区分 事業説明欄参照									
3 地方財政措置の状況 特別交付税 重要文化財等の保存等に要する経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.8人=7,600千円									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	△3,000						△3,000	111,167	
現計額	114,167						114,167		